

令和6年度 越前市バスツアー助成金交付要綱の改正について

令和6年度越前市バスツアー助成金交付要綱の一部を次のように改正する。

第3条

【現行】

(1) 参加者1人当たりの助成金額

No	条件	助成金額
①	大河ドラマ館入館+越前市内で体験（500円（税込）以上/人）	300円/人
②	大河ドラマ館入館+越前市内で食事（1,500円（税込）以上/人）	400円/人
③	大河ドラマ館入館+越前市内で宿泊	1,000円/人

【改正】

(1) 参加者1人当たりの助成金額

No	条件	助成金額
①	大河ドラマ館入館+助成対象施設への立寄り	400円/人
②	大河ドラマ館入館+越前市内で食事または越前市内で体験	500円/人
③	大河ドラマ館入館+越前市内で宿泊	1,000円/人

+

市内の対象施設で利用できる「お買い物割引券」（100円割引券）をツアー参加者へ配布
引取場所は申請時に選択ください（大河ドラマ館または越前そばの里）

【現行】

記載なし

【改正】

※越前市内で食事または体験はそれぞれ下記のようにする。

越前市内で食事は一人当たり1,500円（税込）以上であること。

越前市内で体験は一人当たり500円（税込）以上であること。

※(1)①の滞在時間は20分以上/ツアーとする。

※割引券の配布（引渡）は大河ドラマ館または越前そばの里で行う。申請時に選択が必要

※割引券はお土産等の商品500円以上の購入で1枚使用可能。

※割引券が利用できる対象施設は下記のとおりとする。

①光る越前SHOP（光る君へ 越前 大河ドラマ館内）

②越前和紙の里パピルス館（物販所でのみ使用可能）

③道の駅越前たけふ（物販所でのみ利用可能）

④越前そばの里（物販所でのみ利用可能）

⑤越前打刃物会館

※(1)、(2)の併用は不可とする。（但し、(1)①+③、②+③の併用は可）

第5条

【現行】

期	ツアー出発日	申請期間	交付決定予定日
第1期	令和6年5月11日から 令和6年8月31日まで	令和6年4月25日から 令和6年8月21日まで	申請受付から随時
第2期	令和6年9月1日から 令和6年12月30日まで	令和6年7月1日から 令和6年12月20日まで	

【改正】

ツアー出発日	申請期間	交付決定予定日
令和6年10月11日から 令和6年12月30日まで	令和6年10月1日から 令和6年12月20日まで	申請受付から随時

第6条

【現行】

交付金額は旅行会社営業所毎又は旅行グループ毎に第1期、第2期それぞれ50万円を上限とする。

【改正】

交付金額は旅行会社営業所毎又は旅行グループ毎に50万円を上限とする。

第10条

【現行】

記載なし

【改正】

(6) 第3条(1)①の助成金がある場合は、立寄り証明書（様式第6号）

附則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

令和6年度 越前市バスツアー助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越前市内の観光関連事業者の観光誘客支援 及び 地域の観光消費額を増加させるため、貸切バスを利用し、市内観光地等を訪れるバスツアー（以下「ツアー」という）を実施するもの（以下「助成対象者」という）に対し、一定の条件に基づき、越前市バスツアー助成金（以下、「助成金」という）を交付することについて、（一社）越前市観光協会補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この要綱に基づく助成対象者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 助成対象者は、旅行会社又は旅行グループであること。
- (2) 添乗員、乗務員等を除くツアーの参加者数（注）が20人以上であること。
（注）同一ツアーが複数出発日ある場合は、1 出発日当たりの平均参加者数とする。
計算例：同一ツアーで6月1日発：25人、2日発：20人、3日発：15人の場合
⇒3 出発日で計60人＝1 出発日平均20人となるので、
6月1日発、2日発、3日発の全てが対象となる。
- (3) 第3条(1) 又は (2) に該当すること。
- (4) 特定の政治又は宗教活動を目的としたツアーでないこと。
- (5) 自治体等が実施するツアーでないこと。
- (6) 学校法人が実施する教育旅行（校外学習や修学旅行等）でないこと。

(助成金の額)

第3条 助成金の種類と額は次のとおりとする。

(1) 参加者1人当たりの助成金額

No	条件	助成金額
①	大河ドラマ館入館+助成対象施設への立寄り	400円/人
②	大河ドラマ館入館+越前市内で食事または越前市内で体験	500円/人
③	大河ドラマ館入館+越前市内で宿泊	1,000円/人

+

市内の対象施設で利用できる「お買い物割引券」（100円割引券）をツアー参加者へ配布 引取場所は申請時に選択ください（大河ドラマ館または越前そばの里）

(2) 貸切バス1台当たりの助成金額

No	条件	助成金額
①	越前市内に本社・支店があるバス会社の貸切バスを利用	①+②
②	大河ドラマ館入館	30,000円/台

※越前市内で食事または体験はそれぞれ下記のようにする。

越前市内で食事は一人当たり1,500円（税込）以上であること。

越前市内で体験は一人当たり500円（税込）以上であること。

※(1) ①の滞在時間は20分以上/ツアーとする。

※割引券の配布（引渡）は大河ドラマ館または越前そばの里で行う。申請時に選択が必要

※割引券はお土産等の商品500円以上の購入で1枚使用可能。

※割引券が利用できる対象施設は下記のとおりとする。

- ①光る越前SHOP（光る君へ 越前 大河ドラマ館内）
- ②越前和紙の里パピルス館（物販所でのみ利用可能）
- ③道の駅越前たけふ物販所（物販所でのみ利用可能）
- ④越前そばの里物販所（物販所でのみ利用可能）
- ⑤越前打刃物会館

※（1）、（2）の併用は不可とする。（但し、（1）①+③、②+③の併用は可）

※（2）の助成対象者は福井県外の旅行会社又は旅行グループであること。

※（2）の助成対象となる貸切バスの車種区分は中型バス以上であること。

※助成金は予算の範囲内で交付するものとする。

※大河ドラマ館に入館する場合は、必ず事前に予約を行うこと。

（助成対象期間）

第4条 助成対象となるツアーの対象期間は令和6年5月11日から令和6年12月30日までとする。ただし、先着順に受付のうえ、予算の上限額に達し次第、申請受付を締切ることとする。

（助成金の交付の申請）

第5条 助成金の交付申請者は、旅行会社又は旅行グループ代表者（以下「申請者」という）とし、下表の期毎ツアー出発日（募集型企画旅行の場合は、ツアー出発初日）の申請期間中に、次に掲げる書類を（一社）越前市観光協会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

- (1) 越前市バスツアー助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 行程表（行程がわかるもの、募集型企画旅行の場合はツアー名がわかるもの）
- (3) 第3条（2）は越前市内に本社・支店がある貸切バス会社からの見積書の写し（ツアー名、貸切バス車種区分が明記されていること）

ツアー出発日	申請期間	交付決定予定日
令和6年10月11日から 令和6年12月30日まで	令和6年10月1日から 令和6年12月20日まで	申請受付から随時

※申請締切日は、郵送の場合、ツアー出発日の10日前の消印有効とし、その他のメール便等の場合はツアー出発日の1週間前までとする。

※予算の執行状況に応じて、申請受付を中断・中止する場合がある。

（助成金額の上限）

第6条 交付金額は旅行会社営業所毎又は旅行グループ毎に50万円を上限とする。

（助成金等の交付の決定及び通知）

第7条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めるときは、第5条の表中「交付決定予定日」までに、助成金の交付を決定し、越前市バスツアー助成金交付決定通知書（様式第2号。以下「通知書」という）により、申請者に通知す

るものとする。

(ツアーの変更)

第8条 申請者は、前条の交付決定及び通知を受けたツアーの内容に変更があった場合は、ツアー実施予定日までに、(一社)越前市観光協会(以下「観光協会」という)に連絡を行い、交付の対象となるか確認しなければならない。

(ツアーの中止)

第9条 申請者は、前条の交付決定及び通知を受けたツアーが中止または参加者が20人未満となった場合、助成の条件を満たさなくなった場合又はその他の理由でツアー催行を中止する場合は、ツアー実施予定日までに通知書により観光協会へ報告しなければならない。

2 前項によるツアーの中止等の報告があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告及び助成金の交付請求)

第10条 助成金の交付の決定を受けた者は、ツアー実施後1か月以内に次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 越前市バスツアー助成金実績報告書(様式第3号)
- (2) 行程表(行程がわかるもの、募集型企画旅行の場合はツアー名がわかるもの)
- (3) 入館料、体験代、食事代、宿泊代の領収書又はクーポン等の写し(必ず、日付・人数等明細が明記されているものを添付すること)
※バウチャー等の精算人数の確認書類は不可とする。
- (4) 募集チラシ等(募集型企画旅行の場合のみ)
- (5) 越前市バスツアー助成金交付請求書(様式第5号)
- (6) 第3条(1)①の助成金がある場合は、立寄り証明書(様式第6号)
- (7) 第3条(2)は、貸切バスに要した領収書の写し(運賃、料金、日付、車種区分が明記されていること)

(交付金額の確定及び交付)

第11条 会長は、前条の実績報告書を受けた場合においてその内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、越前市バスツアー助成金確定通知書(様式第4号)により申請者に通知し、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付の決定の取り消し等)

第12条 会長は、詐欺その他不正の行為により助成金の交付を受けた者に対しては、交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。